

広島市障害者相談支援業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年10月5日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市障害者相談支援業務

(2) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(3) 業務実施区

安佐南区

(4) 業務内容

「広島市障害者相談支援業務仕基本様書」（別紙1）のとおりに

(5) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

14,418,800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以内

(6) 受託事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、障害者相談支援業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者特定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 令和8年9月1日時点で、募集対象区において、広島市が指定した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業者いずれかの指定を受けていること。
- (9) 相談支援専門員を2名配置することができ、そのうち1名は相応の経験※を有すること。

※障害分野における相談支援業務の経験を8年以上有することが目安

3 プロポーザル説明書等の配布方法

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページ→「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年10月30日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所 本庁舎3階）

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

TEL 082-504-2148 FAX 082-504-2256 E-Mail jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 提出書類

1 事業者につき次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 参加資格確認申請書（様式1）

イ 法人の代表者及び役員名簿（様式2）

ウ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

(2) 提出期間

公示日から令和8年10月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先

前記3(2)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内までに必着のこと。）

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格の確認及び審査結果の通知

参加資格の有無については、令和8年10月30日（金）午後5時15分を基準として、前記(1)で提出された参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

5 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) このプロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年10月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式３）に記入の上、電子メール又はＦＡＸで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答する。また、前記３(2)の場所において、令和８年１１月２０日（金）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

令和８年１１月２０日（金）午後５時１５分

(2) 提出場所

前記３(2)に同じ

(3) 提出方法

正本及び副本の提出に当たっては、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）すること。

データの提出に当たっては、電子メールで送付すること。

7 企画提案書の説明、評価、審査及び受託候補者の特定（決定）

(1) 評価

令和８年度第２回広島市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、企画提案内容を評価する。評価に当たっては、応募者による企画提案に関するプレゼンテーションを行う（日時等は別途指定する。）。その後開催される障害者相談支援業務プロポーザル審査委員会において、自立支援協議会での評価についての意見を踏まえ、受託候補者を特定する。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに、応募者全員に書面にて結果を通知する。

8 その他

(1) 委託料の額

企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(2) その他

詳細は、プロポーザル説明書による。